

## 第1節 一次材料及び粒状又は粉状の物品

### 総説

この節には、次の物品を含む。

- (1) 鉄鋼製造の一次材料（銑鉄、スピーゲル、フェロアロイ、鉄鉱石の直接還元により得られた鉄鋼及び海綿鉄鋼 くず及び再溶解用インゴット）及び重量比で99.94%以上の純度の鉄（72.01 から 72.04 まで）
- (2) 銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉（72.05）

### 72.01 銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）

7201.10 - 非合金銑鉄（りん含有量が全重量の0.5%以下のものに限る。）

7201.20 - 非合金銑鉄（りん含有量が全重量の0.5%を超えるものに限る。）

7201.50 - 合金銑鉄及びスピーゲル

#### (A) 銑鉄

銑鉄は、この類の注 1 (a)に規定されている。ただし、2%以上の炭素を含むクロム鋼は、この類の注 1(d)の規定により、その他の合金鋼とともに第4節に属する。

銑鉄は、鉄鋼産業の主な一次産品であり、高炉で鉄鉱石を還元、溶融することにより又は電気炉若しくは熔銑炉で鉄くずを溶融することにより製造する。これは鉄と炭素の合金であるが、また鉱石、くず、フラックス又は燃料から生ずるけい素、マンガン、硫黄、りん等を含有している。更に、特殊な性質を与えるために、クロム、ニッケルのような他の元素を添加することがある。

この項には、便宜上、再溶解し、多少精錬し、混合し及び合金にした粗銑鉄又は銑鉄で金属の成分が注 1(a)に定める規格に該当するものを含む。銑鉄は、なまこ形、ブロック、ランプ（砕いてあるかないかを問わない。）又は溶融状態のものであるが、成形し又は加工して製品にしたものは含まない（例えば、粗製の又は仕上げた鑄造品及び管）。銑鉄は、かなりもろく、加工が困難である。これは焼なましによりある程度表面に鋼の性質を与えることにより改善できる。それは可鍛鑄鉄（白心のもの又は黒心のもの）として知られているものであり、通常、この処理方法は鑄造品に施され、それは他の項に含まれる。可鍛鑄鉄でなまこ形のもの、ブロック状等の一次形状を有し、炭素の含有量が全重量の2%を超えるものであればこの項に属する。

合金銑鉄とは、号注 1 (a)に規定されている元素の一以上のものの含有量が重量比で当該注に規定されている割合で含有しているものをいう。

#### (B) スピーゲル

スピーゲルは、この類の注 1(b)に規定されている。取引上フェロアロイとして考えられることもあるが、通常、鉱石から直接得られるので、銑鉄と同じ項に属する。

これは、主として鉄鋼製造の際に脱酸剤、鉄の加炭又は合金の製造に使用する。マンガン含有量が多いため、その破砕面は光輝性を示し、銑鉄と同じ形状で提示される。

### 72.02 フェロアロイ

- フェロマンガン

- 7202.11 - - 炭素の含有量が全重量の 2%を超えるもの
- 7202.19 - - その他のもの
  - フェロシリコン
- 7202.21 - - けい素の含有量が全重量の 55%を超えるもの
- 7202.29 - - その他のもの
- 7202.30 - フェロシリコマンガン
  - フェロクロム
- 7202.41 - - 炭素の含有量が全重量の 4%を超えるもの
- 7202.49 - - その他のもの
- 7202.50 - フェロシリコクロム
- 7202.60 - フェロニッケル
- 7202.70 - フェロモリブデン
- 7202.80 - フェロタングステン及びフェロシリコタングステン
  - その他のもの
- 7202.91 - - フェロチタン及びフェロシリコチタン
- 7202.92 - - フェロバナジウム
- 7202.93 - - フェロニオブ
- 7202.99 - - その他のもの

フェロアロイは、この類の注 1(c)に規定されている。

フェロアロイは、鉄の含有量が少なく、その鉄は、相当量の含有量の合金元素（例えば、マンガン、クロム、タングステン、けい素、ほう素又はニッケル）のための単なる溶剤として作用しているにすぎないこと及び炭素の含有量は 2%以下であってもよいという点で銑鉄とは異なる。

フェロアロイは、若干可鍛性を有していたとしても少なくとも工業上圧延、鍛造その他の加工には使用されない。本品は、鉄鋼業において、主として鋼又は銑鉄に特殊な性質を付与するための一定の割合の合金元素を添加するために使用される。これらの場合において、純粋な元素の使用は、一般に非実用的で、また非経済的であるからである。また、脱酸剤、脱硫剤若しくは脱窒剤又は鋼の鎮静剤として使用されるものもあり、溶接又は金属沈殿に使用されるものもある。

ある種のフェロアロイは、直接鑄造品に使用される。この項に該当するフェロアロイは、なまこ形のもの、ブロック、ランプその他これに類する一次形状、粒、粉又は連続鑄造法により得られる形状のもの（例えば、ピレット）でなければならない。

フェロシリコンは、特殊処理により表面が硬化された球状微小粉の状態で金属鉍の比重選鉍（選択浮選）における比重媒体（パルプ）としても使用されるが、これらはこの項に残る。

この項には、あらかじめ粒又は粉にし、セメントその他のバインダーにより、また、場合によっては発熱性添加剤を加えて、ブリケット、円筒状、薄いスラブ状に固めたものを含む。

ある種のフェロアロイ（フェロマンガン、フェロシリコン等）は、高炉で製造されるが、通常、電気炉又はテルミット法等でるつぽで製造される。

主な種類としては、次の物品がある。

- (1) フェロマンガ
- (2) フェロシリ
- (3) フェロシリコマン
- (4) フェロクロ
- (5) フェロシリコクロ
- (6) フェロニッケ
- (7) フェロモリブ
- (8) フェロタングステン及びフェロシリコタングステン
- (9) フェロチタン及びフェロシリコチ
- (10) フェロバナジ
- (11) フェロニオブ
- (12) フェロシリコマグネシウム及びフェロシリコカルシ

この項には、次の物品を含まない。

- (a) フェロアロイと同様の目的及び方法で使用される酸化モリブデン、モリブデン酸カルシウム及び炭化けい素並びに鉄の含有量が全重量の 4%未満のけい化カルシウム及びけい化マンガンのような化学製品 (28 類)
- (b) フェロウラン (28.44)
- (c) フェロセリウムその他の発火性鉄合金 (形状を問わない。)(36.06)
- (d) ある国ではフェロニッケル又はフェロニッケルクロムとして知られている物品で、可鍛性を有し、通常、鉄鋼製造の際に添加剤として使用しないもの (72.18 から 72.29 まで又は 75 類)

### 72.03 鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が 99.94%以上の鉄 (ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。)

7203.10 - 鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼

7203.90 - その他のもの

この項には、鉱石を溶融することなく還元して製造した鉄鋼を含む。(72 類総説(1)(B)参照)。これらの製品は、鉱石から塊状又は粒状で、また、精鉱からブリケット状又はペレット状で得られ、通常、金属鉄の含有量が全重量の 80%を超える海綿状の構造 (海綿鉄) で、製鋼に使用される。ブリケット状又はペレット状のこの項の製品は、26.01 項の精鉱から成るものと混同しないように注意しなければならない。前者は、その切断面が光沢を有するという点で後者と著しく相違している。

直接還元により得られた鉄鋼は、粗く多孔性の表面を有しているのに対し、アトマイゼーション法により、溶融した鉄から得られたその他の海綿状の鉄鋼は、溶融工程を経たことを明らかに示す丸みのある表面を有しているので容易に区別できる。

この項には、非常に高純度の鉄 (不純物の含有量が 0.06%以下の鉄) を含む。この鉄は研究所及び製鉄業のある部門 (例えば、粉末冶金) において使用され、金属のすぐれた稀釈剤である。

この項には、時には「スチールスポンジ」として知られている鉄鋼のウール等を含まない

( 73.23 )

## 72.04 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット

7204.10 - 鑄鉄のくず

- 合金鋼のくず

7204.21 - - ステンレス鋼のもの

7204.29 - - その他のもの

7204.30 - ずずをめっきした鉄鋼のくず

- その他のくず

7204.41 - - 切削くず及び打抜きくず (束ねてあるかないかを問わない。)

7204.49 - - その他のもの

7204.50 - 再溶解用のインゴット

(A) くず

この項には、15 部の注 8(a)に規定する鉄鋼のくずを含む。

鉄鋼のくずには、さまざまな性状のものがあり、通常、次の形状をしている。

- (1) 鉄鋼の製造又は機械加工くず (例えば、切れ端、やすりくず及び旋盤くず)
- (2) 破損、切断、摩損その他の理由により、明らかに本来の用途に供することができない鉄鋼の製品：鉄鋼のくずは、使用者の要求する寸法及び品質に適合させるため、通常次のような方法により調製される。
  - (a) 巨大重量物の剪 (せん) 断、炎切断
  - (b) 例えば、油圧プレスによるベール状への圧縮 (特に軽量くずの場合)
  - (c) 車体その他の軽量くずの破碎 (シュレディング) 及びその後続く純粋な高濃度品を得るための分離 (磁気分離もある。)
  - (d) 鉄鋼のやすりくず及び旋盤くずのブリケット状への圧搾、凝集
  - (e) 古い鉄製品の破壊くずは、通常、再溶解による金属の回収及び化学品の製造に使用する。

ただし、この項には、修繕するかしないかにかかわらず、もとの用途に再使用でき又は他の用途に適する物品並びに当初金属として回収することなく、他の物品に再生できる物品を含まない。従って、例えば、中古部分を再生した後使用できる鉄鋼骨組、中古の鉄道線路で坑木として使用できるもの及び再圧延により他の製品に転換できるもの並びに洗浄及び研削後再使用できる鋼製のやすりは含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) スラグ、ドロス、スケールその他のくず (鉄鋼製造の際に生じる金属回収に適るものを含む。)( 26.19 )
- (b) 放射性であるため鉄鋼工業で直接使用できないくず ( 28.44 )
- (c) 銑鉄及びスピーゲルの破片 ( 72.01 )

(B) 再溶解用のインゴット

再溶解用のインゴットは、この類の注 1(g)に規定され、通常微細な形状のくず (例えば、研磨くず又は微細な旋盤削りくず) を再溶解及び鑄造して得られる高合金鋼のインゴット又はなまこ型のものから成る。これらは、圧延されず、鉄鋼製造での添加物として使用さ

れ、チル鑄型で鑄造されたことにより生じた気泡、割れ目、裂け目及び収縮孔のある粗く平坦でない表面を有している。インゴットへの鑄造は注入管なしに行われる。その結果、フィーダーヘッド又はホットトップ（デッドヘッド）の痕跡を示さないが、不規則な表面を有し、時には上端がすり鉢状をしている。この表面には、しばしば多孔性のドロスの一部が見られるクレーター状の裂け目がある。

## 72.05 銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉

7205.10 - 粒

- 粉

7205.21 - - 合金鋼のもの

7205.29 - - その他のもの

(A) 粒

粒は、この類の注 1(h)に規定されている。

この項には、粒、すなわちほぼ球形のショット及び角のある「グリット」を含む。ショットは、溶解した鉄鋼を冷水中に又は蒸気の噴流に注入して得られ、グリットは、ショットの破砕又は硬化した金属の板等を冷間破砕することにより得られる。

これらの物品は、寸法によって類別してあるかないかを問わずこの項に含まれる。

ショット及びグリットは、金属の洗浄、スケール除去若しくは表面硬化（ショッピーニング）、金属若しくはガラスの研磨若しくは彫刻又は石材加工等に使用される。また、コンクリートの硬化剤として又はエックス線、ガンマ線の不透過性を高めるために添加される。

この項には、鉄鋼の線を切断して製造したもので、上記の物品と同じ目的に使用されるワイヤーペレットを含む。

(B) 粉

粉は、15 部の注 8(b)に規定されている。

銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粉は、圧縮又は凝集するのに適した材料であり、溶融した鉄鋼をアトマイゼーションすることにより、酸化鉄を還元し（ドライ法）、銑鉄、海綿鉄若しくは鋼線の破砕、析出（ウェット法）、フェロカルボニルの分解、鉄塩溶液の電気分解又は鉄鋼の粉砕により得られる（粉砕したやすりくずを含む。）

これらの粉（海綿状の鉄の粉を含む。）は、焼結して各種の製品（電話機（telephony）又はマグネット発電機（magnetos）等の電磁気コイル用のコアを含む。）の製造に使用される。また、溶接用の電極若しくは粉の製造、化学工業（特に還元剤として）又は医薬品の調製（やすりくずを粉砕して得られる粉）にも使用される。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 放射性の鉄粉（同位元素）(28.44)

(b) 30.03 項又は 30.04 項の方法で医薬品にした鉄粉

(c) フェロアロイの粒及び粉（72.02）

(d) 鉄鋼のやすりくず及び研削くず（73.03）

(e) 小さく不完全な軸受用の球は、しばしばショットと同様に使用されるものであっても 84 類の注 6 により 73.26 項に属する。このような軸受用の球は、ショットよりも整形され、かつ、仕上げられた外観を有しており、更により品質の良い鋼で製造されている点でショ

ットと異なる。